

## 本審査基準の運用について

- 1 本審査基準は、関係団体等の意見を踏まえて商標審査部内において検討し、決定したものです。

したがって、本審査基準実施後は、商品又は役務の類否を検討審査する場合はすべてこの基準によることとなります。ただし、審査基準は、本来生きた経済に即応すべきものであり、概念的に割り切って類似範囲を固定化しない趣旨に変更はありませんので、本審査基準において□（四角カッコ）で囲った見出しの商品又は役務に含まれるものは、原則として、互いに類似商品又は類似役務であると推定するものです。

本審査基準は全審査官の統一的基準ですが、具体的、個別的に商品又は役務の類否を審査する際において、あるいは商取引、経済界等の実情の推移から、この基準で類似と推定したもののでも非類似と認められる場合又はこの基準では類似としていないもののでも類似と認められる場合もあり得ます。

- 2 類を超えた類似商品・役務についての運用は以下のとおりとします。

□（四角カッコ）の下の〔 〕（かぎカッコ）内に表示した他の類は、四角カッコの右端に表示した記号（以下「類似群コード」といいます。）と同一の類似群コードを表示した四角カッコが当該他の類にも存在することを表し、その相互の四角カッコで囲った見出しの商品又は役務に含まれる商品又は役務は原則として互いに類似商品又は類似役務であると推定するものです。

これらの他類間類似商品・役務の類否の審査においては、十分慎重を期し、特に旧商品分類との類似については、「他類間類似商品・役務一覧表」を活用した審査を行うこととします。

- 3 商品と役務の類似について

商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）が指定された出願については、類似と推定する商品の範囲もクロス・サーチを行い、商品が指定された出願については、類似と推定する小売等役務の範囲もクロス・サーチを行います。

- 4 備考欄について

備考欄は、個別商品や個別役務の類否関係について記載しています。

- 5 複数の類似群コードが付された商品及び役務の運用について

複数の類似コードが付された商品及び役務は、特に備考欄に記載がある場合を除き、①同一の複数の類似群コードが付された商品・役務、又は②そのうちの一の類似群コードが付された商品・役務について互いに類似するものと推定します。

したがって、第9類「電子出版物」（26A01・26D01）は、第9類「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオ

ディスク及びビデオテープ」(24E02・26D01)、「映写フィルム スライド  
フィルム スライドフィルム用マウント」(26D01)、第16類「印刷物」(26  
A01)及び「写真 写真立て」(26D01)のそれぞれの商品に類似と推定します。